

1. 制度変更について

平成31年4月～令和元年9月

令和元年10月～

保護者補助金

・市民税所得割額に応じた補助額を交付

新しい無償化事業(子育てのための施設等利用給付)

・幼稚園保育料(月額上限25,700円)を無償化(新1号認定子ども)
 ・幼稚園保育料(月額上限25,700円)+預かり保育料(月額上限11,300円)を無償化(新2号認定子ども)

2. 必要な手続きについて

令和元年度

令和2年度以降

保護者補助金+※子育てのための施設等利用給付認定
 両方の申込みが必要
 ※子育てのための施設等利用給付を受けるには、認定を
 受ける必要があります。(新1号・新2号・新3号認定)

子育てのための施設等利用給付認定の申込み

子育てのための施設等利用給付とは
 幼児教育・保育の無償化に伴い新たに創設され、市町村が幼稚園(従来制度)等の施設を※※支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給するもの。

※※支給要件

- ・3歳から5歳(小学校就学前)までの子どもで、市町村の認定を受けたもの
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子どもで、市町村の認定を受けたもの

認定の種類は、次の3つになります。(子ども・子育て支援法第30条の4)

- 新1号認定子ども・・・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの
- 新2号認定子ども・・・4/1時点で3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があるもの
- 新3号認定子ども・・・4/1時点で3歳未満の子どもであって、市民税非課税世帯かつ保育の必要性があるもの

3. 施設等利用給付の認定の流れ(今年度)

6月

「豊中市私立幼稚園児保護者補助金
 交付申込書(上半期分)兼子育ての
 ための施設等利用給付認定申込書
 兼補給交付費交付申込書」で保護者
 補助金と新1号認定を同時申込

今回の申込は、こちらになります。

6月末

新2号・新3号認定
 の案内文配布

保育の必要性及び
 新2号(新3号)認定
 の手続きについては
 この時に説明します。

保育の必要性なし

保育の必要性あり
 * 共働き等により家庭
 で保育ができない場合

新2号・新3号
 認定申込

9月

新1号認定 幼稚園保育料(月額上限25,700円)無償化

認定可 新2号新3号認定

幼稚園保育料(月額上限25,700円)に加え、預かり保育料
 (新2号月額上限11,300円・新3号月額上限16,300円)無償化

認定不可

新1号認定 幼稚園保育料(月額上限25,700円)無償化